

本委員会の継続と検討事項の追加について

平成28年3月18日

調整力等に関する委員会事務局



＜本委員会の継続＞

- 中間とりまとめ(案)に記載のとおり、来年度も引き続き予備力・調整力・マージンについて検討する必要がある。
- このため、本委員会を来年度も継続することとしたい。

＜検討事項の追加＞

- 広域機関は、従来の供給計画とりまとめの業務に加え、来年度から電源入札の業務を行うことから、当該業務に関する規定を含む業務規程変更案を作成し、経済産業大臣に認可申請を行ったところ。
- 供給計画とりまとめから電源入札までの一連の業務のうち、「供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価」及び「需給変動リスク分析」は、本委員会における長期断面の必要予備力の検討との関連性が強いことから、本委員会の検討事項に、これらの検討を加えることとしたい。

⇒ 4月から委員会を開催できるよう、今後、事務手続きを実施する。

業務規程変更案（抜粋）

第33条 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、次の各号に定める業務（以下「電源維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（電気供給事業者となろうとする者を含む。以下「電源維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。

（略）

第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価、及び、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。

第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。

一 本機関が前条に基づく評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合

ア 必要な予備力又は調整力が確保できないおそれがある場合

イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物の確保の必要性がある場合

二 一般送配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合

三 国から電源入札等の検討の要請を受けた場合

（略）